

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月27日
【会社名】	ネオス株式会社
【英訳名】	Neos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年5月26日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成28年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の概要は以下のとおりです。

- (1) 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加いたします。
- (2) 監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の変更を行います。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、池田昌史、中野隆司、渡辺求、内井大輔の4氏が再選され、それぞれ重任いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、加藤慶男、井上幸典、矢野孝明の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、黒尾哲雄氏が選任されました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に設定することにつき、決定されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額を月額10,000千円以内に設定することにつき、決定されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	54,315	434	-	（注）1	可決 99.20
第2号議案					
池田 昌史	52,849	1,900	-	（注）2	可決 96.52
中野 隆司	52,943	1,806	-		可決 96.70
渡辺 求	53,132	1,617	-		可決 97.04
内井 大輔	52,946	1,803	-		可決 96.70

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第3号議案					
加藤 慶男	53,636	1,113	-	(注)2	可決 97.96
井上 幸典	54,045	704	-		可決 98.71
矢野 孝明	54,050	699	-		可決 98.72
第4号議案	54,025	724	-	(注)2	可決 98.67
第5号議案	53,978	771	-	(注)3	可決 98.59
第6号議案	54,107	642	-	(注)3	可決 98.82

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上